

横浜市消防局 からのお知らせ

所有・管理する防火対象物（建物）について、消防法令上改善の必要な事項がありますので、火災予防のため御協力ください（該当する項目に✓が入っています。）。

□ 管理権原を有する者は、
□ 甲種防火管理講習修了者等
□ 甲種又は乙種防火管理講習修了者等
の中から、防火管理者を選任し、南消防署長へ届け出る必要があります。

□ 管理権原を有する者は、防火管理者に防火管理に係る消防計画を作成させ、南消防署長に届け出る必要があります。

（消防法第8条）

① 防火管理者の決定

管理的、監督的な立場の者の中から決めます※。



※防火管理講習の修了者等である場合は④へ

② 防火管理講習の申込み受

講申請書を消防署予防係の窓口※又は横浜市のウェブサイトから申し込みます。

消防署の窓口



ウェブサイト



③ 防火管理講習の受講後

に、「修了証」が交付されます。

修了証



⑥ 消防計画の作成と届出

消防計画を作成し、「消防計画作成（変更）届出書」と共に、窓口又は横浜市のウェブサイトから届け出ます。



⑤ 防火管理者選任の届出

「防火管理者選任（解任）届出書」を窓口又はウェブサイトから届け出ます。

消防署の窓口



ウェブサイト



④ 防火管理者の選任

管理権原者は防火管理者の選任を行います。



⑦ 消防計画に基づく自主点検、従業員への教育、訓練等の実施

自主点検（日常・定期）、従業員への防火防災教育、消火・避難等の消防訓練※その他防火管理業務を実施します。

※特定用途の建物では、消火及び避難の訓練を年2回以上実施する必要があります。

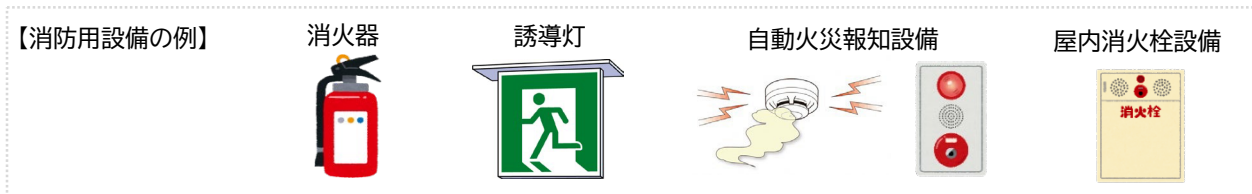
また、実施する際は、管轄消防署へ事前に連絡が必要です。

裏面もご覧ください。

- 消防用設備等は、定期（6か月ごと）に
 - 点検し、
 - 消防設備士等の資格を有する者に点検させ、その結果を維持台帳に記録する必要があります。
- 消防用設備等の点検結果は、
 - 1年
 - 3年
 に1回南消防署長に報告する必要があります。

（消防法第17条の3の3）

○点検を実施していないと、いざという時に使えない可能性があります。



○使えないだけでなく、死亡事故につながることもあります。

【サビなどで腐食や劣化している消火器の例】



絶対に使わずにすぐに交換！



○製造年が2010年以前の消火器については、型式承認が失効となっているので技術上の規格に適合したものと交換する必要があります。



3個の丸印が絵で表示されている消火器に交換してください！



【お問合せ先】

南消防署総務・予防課予防係

電話 045-253-0119

メール sy-minami-sasatsu@city.yokohama.jp



ウェブサイトから
届出する場合はこちら



届出書等の
ダウンロードはこちら

